

令和4年度第1回国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議 議事要旨

1. 日 時： 令和4年9月16日（金） 14時19分～15時34分
2. 場 所： 本部管理棟2階 第一会議室
3. 参加者： 長谷部 直幸委員，原田 直彦委員，房川 樹芳委員，白井 恵理子委員，
研谷 智委員，佐古 和廣委員，川辺 淳一委員，服部 ユカリ委員，
西條 泰明委員，東 信良委員
4. 欠席者： なし

議事に先立ち、佐々木事務局長から、本会議の議長が決定していないことから、「国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議規程に関する申合せ」に基づき、議長が選出されるまでの間、事務局長が会議を進行する旨の発言があり、次いで、本会議委員の紹介があった。

議題1. 議長の選出について

事務局長から、議長を選出願いたいとの発議があり、学長選考・監察会議規程第5条第1項に基づき、「議長は、委員の互選により決定する。」旨の説明があった。

その後、委員の互選により、東委員が議長に選出された。

議題2. 学長選考のあり方について

東議長から、令和4年4月1日付けで改訂された国立大学法人ガバナンス・コードの原則を踏まえ、今後の学長選考のあり方について意見交換を行いたい旨の提案があり、種々意見交換の結果、引き続き検討を進めていくこととした。

【主な意見】

(学長選考・監察会議の中立性・公正性について)

- ・国立大学法人ガバナンス・コードにおいて、学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表することになっているが、経営協議会の学外委員や教育研究評議会委員の選出方法等も明確にすべきと思う。
- ・教育研究評議会構成員の過半数は学長が指名した者から構成されていることや、経営協議会の学外委員は学長が任命していることを考えると、本会議への学長の影響力は完全に排除することはできないことから、今後も職員の意向聴取を実施した方が良い。
- ・完全に学長の影響力を排除することは難しいと思うので、学長選考・監察会議委員に「学長候補適任者の推薦資格を与えるかどうか。」「意向聴取対象者の対象とするかどうか。」といったことを明確にしたうえで、本会議の中立性、公正性、独立性を担保できるような規定に改正すべきだと思う。
- ・透明性の確保という点で、全国医学部長病院長会議が策定した「医学系研究機関における組織COI監理ガイダンス」や他大学で公表している利益相反マネジメントを参考にできないか。

(学長による不正の早期発見について)

- ・学長選考・監察会議規程第2条第2項で、「学長が不正の行為をし、若しくは当該行為をする

おそれがあると認めるとき，又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実が認められるとして，監事から会議に報告があったときは，会議は，学長に対し，業務執行状況について報告を求めることができる。」と定められているが，監事以外の者からの報告を受け付ける何らかの仕組みを検討する必要がある。

- ・公益通報窓口寄せられた通報の内容を学長選考・監察会議に情報提供してもらうのは難しいのではないか。
- ・公益通報窓口よりもハードルの低い受付窓口があると良い。
- ・学長の任期については，「引き続き6年を超えて在任することはできない。」とし，さらに「学長の任期を変更しようとするときは，意向聴取対象者の過半数の同意を得なければならない。」と規定を改正したので，学長が不正な行為をできる機会は減ったのではないかと思う。
- ・学長がハラスメントを行った際の調査委員会の規定についても定めるべき。

(意向聴取について)

- ・職員の意向聴取は単なる人気投票となつてはいけない。人望が厚く，かつ職員が痛みを伴ってでも真の改革ができる人物を選ぶものでなければならない。
- ・意向聴取の目的が職員に正確に伝わっていない可能性がある。

【今後の検討事項】

- ・学長選考規程第4条第2項において，学長候補適任者を推薦できる者（推薦資格者）を定めているが，学長選考・監察会議委員にも推薦資格を与えるべきかどうか。
- ・学長選考規程第9条に定める意向聴取において，学長選考・監察会議委員を意向聴取対象者に含めるべきかどうか。
- ・学長選考・監察会議規程第2条で定める本会議の任務を果たすための委員のあり方について

議題3. 学長の業務執行状況の確認方法について

東議長から，「学長の業務執行状況の確認に関する細則」に基づき，学長の業務執行状況の確認方法について説明があり，より厳格な評価を行うための確認方法等について意見交換を行いたい旨の提案があり，種々意見交換の結果，引き続き検討を進めていくこととした。

【主な意見】

- ・必要に応じて，パブリックコメントを実施する等，学内からの意見を吸い上げるということも可能だと思う。

【今後の検討事項】

- ・来年度の業務執行状況の確認方法について
- ・学内からの意見の吸い上げ方について

報告事項1. 議長の職務代行について

東議長から，学長選考・監察会議規程第5条第3項に基づき，「議長に事故があるときは，あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。」旨の説明があった後，議長代行については，次回の会議において指名する旨の報告があった。

報告事項2. 国立大学法人ガバナンス・コードの改訂について

長谷川総務課長から、資料に基づき、令和4年4月1日付けで改訂された国立大学法人ガバナンス・コードの内容について説明があった。

(報告事項1, 2については、議事の進行上、議題2に先立って行われた。)

以上